

第 7 1 号議案

豊川市保育所条例の一部改正について

豊川市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 6 年 8 月 2 8 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市保育所条例の一部を改正する条例

豊川市保育所条例（昭和 3 9 年豊川市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「豊川市保育の実施に関する条例（昭和 6 2 年豊川市条例第 1 8 号）第 2 条」を「児童福祉法第 2 4 条第 1 項」に、「保育の実施を必要と認めない幼児（当該年度の初日において満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの者）」を「保育を必要とする幼児以外の幼児（当該年度の初日において子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項第 1 号に該当する幼児のうち、同法第 2 0 条第 4 項の支給認定を受けない者）」に改める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 4 年法律第 6 7 号）の施行の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。